

「因州鳥取藩大坂借財関係史料Ⅰ——錢屋佐兵衛「諸家貸」より「因州」——

須賀博樹

The debt documents relates to Osaka in the Tottori clan, vol.1.
- "Inshu", the document of "Shokegashi" -

Hiroki SUGA

はじめに

本稿で紹介する史料は、大坂両替商逸身家錢屋佐兵衛（以下、錢佐と記す）の「諸家貸」より「因州」の部分で、その具体的内容は弘化四年六月～明治七年一二月（一八四七～一八七四）である¹⁾。この史料は、錢佐に残された膨大な逸身家文書（大阪歴史博物館寄託）の中の主要経営帳簿の一つにあたる²⁾。

鳥取藩と錢佐の関係を具体的に記す独立した史料は、逸身家文書内にほとんど見当たらないが、むしろ錢佐「日記」の中には「因州廻状」などの形で多く存在している。しかし、日記にある廻状は藩と商人との交渉の核心部分までは触れられていないため、特に臨時御用での出銀は、日記のみの史料では貸付額・返済額の実態が浮かび上がらないという限界もある。

そのため、「諸家貸」の金銀額を、錢佐「日記」も含む他史料の金銀額と比較・検討していくことは、今後の鳥取藩財政史を解き明かしていく上で大きな指針を与えていくものと考えられる。まず本稿では、錢佐「諸家貸」より「因州」の部分の翻刻・紹介する。そのことで大坂借財を含む今後の鳥取藩財政史研究に資するものになると考える次第である。

一 錢佐「諸家貸」と鳥取藩

「諸家貸」の構成について、便宜上その目次を示すと表1になり、「因州」は前から数えて一五番目に位置する。そして「諸家貸」の特徴については次の通りである。

「諸家貸」は大名貸帳簿の一つで、貸付先毎に貸付年月日・額・返済年月日が記載されたものである。嘉永元年に、それまでの貸付残高を「付出」すところから帳簿が始まる。返済が終了したものは、一つ書きが墨で抹消されて末尾に返済年の十二支の朱印が押されるが、貸し換えられた場合も元の貸付分が墨で抹消され、十二支の朱印が押される³⁾。「諸家貸」は貸付先毎に、その年の貸付額と貸付残高が判明するため、諸藩の財政と錢佐との関係が、年代を追って検討できる史料である。

鳥取藩の大坂に關係する借財史料が少ない中、弘化四年六月～明治七年一二月の鳥取藩の借財が錢佐だけでも長期にわたり判明する史料は大変貴重だと言えよう。この期間の錢佐では四・五代佐兵衛の時代に当たる。四代佐兵衛宝房では四〇～六七歳の時期に当たるが、明治四年には家督を五代佐兵衛となる卯一郎へ譲ったため、佐治兵衛を名乗るようになる。続く五代佐兵衛宝備は、家督を相続した明治四年には三四歳であるため、三七

表1 錢佐「諸家貸」目次

	見出し	書き出し
1	附込	
2	新公債	新公債証券
3	高鍋	日州高鍋 秋月佐渡守様
4	高鍋家中	日州高鍋 秋月佐渡守様 御家中衆
5	岸和田	泉州岸和田 岡部美濃守様
6	小田原	相州小田原 大久保加賀守様
7	蒔田	備中井出 蒔田左衛門様
8	庭瀬	備中庭瀬 板倉撰津守様
9	金禄	金禄公債証券 軍事公債証券
10	伯太	泉州伯太 渡辺備中守様
11	妙法院	妙法院宮
12	妙法院貸付	妙法院宮御貸附
13	肥前	肥前佐賀 松平肥前守様
14	肥前年済	肥前佐賀 松平肥前守様 年済分
15	因州	因州鳥取 松平因幡守様
16	因州家老	因州鳥取 松平因幡守様 御家中分
17	記載なし	式番 肥後熊本 細川越中守様
18	土浦	常州 土屋采女正様
19	徳山	防州徳山 毛利淡路守様
20	永上納分	
21	旧公債	旧公債証券
22	記載なし	式番 泉州伯太 渡辺備中守様
23	記載なし	予州吉田 伊達従五位様
24	見出しなし	(内容は明治13～32年の旧公債・新公債・軍事公債)
25	記載なし	肥前五島 五島左衛門尉様
26	記載なし	式番 備中浅尾 蒔田相模守様
27	記載なし	阿波徳島 松平阿波守様
28	記載なし	土佐高知 松平土佐守様
29	記載なし	肥後熊本 細川越中守様
30	記載なし	勢州津 藤堂和泉守様
31	記載なし	土州御家老宿毛 山内主馬様
32	記載なし	式番 泉州岸和田 岡部美濃守様
33	記載なし	(内容は嘉永元年～明治32年の各年残高)

参考) 「諸家貸」(嘉永元年～明治32年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書7-1])。

歳までの内容になる。尚、錢佐の家系・家政については、逸身喜一郎氏自らが執筆された『両替商 錢屋佐兵衛1 四代佐兵衛評伝』に詳述されているためここでは割愛する。

二 錢佐から鳥取藩への各年末貸付残高

「諸家貸」中の「因州」全体として、各年末における錢佐から鳥取藩への貸付残銀高の傾向を、政治的流れを交えて概説していきたい。史料中の各年の差引残高を示したものが表2になり、その推移を示すと図1になる。注意を要するところは、幕末に向けて大坂では金相場が高騰していき、金高銀

安傾向が進んでいく要因が加わることである。
 嘉永元年(一八四八)六月、一〇代藩主池田慶行が国元で継嗣もないうまま一七歳で死去した。一〇月には幕命により加賀藩主前田齊泰の二男喬松丸(前將軍家齊の孫にあたる)が一一代藩主を継ぐことになった。幕府には分知家池田耆岐守仲律の三男裕之進(後の仲立)を仮養子とする旨の届出をしていたが、それを覆しての結果であった。しかし、一一代藩主となった池田慶栄は、入国途中の伏見で、同三年五月に一七歳で急死した。
 鳥取藩に継嗣問題が再び噴出する中、嘉永三年八月一日、水戸中納言徳川齊昭の五男で一四歳の五郎麿を養子にするよう幕府からの内示があり、同月二五日に特旨が正式に伝えられて、一二代藩主池田慶徳として決定された。一六歳の慶徳は、同五年閏二月に新藩主として初めての入国を果している。
 藩主が池田慶行・慶栄・慶徳へと目まぐるしく交代したこの時期、鳥取藩は錢佐からの借入残高は、嘉永二年まで四四〇四八貫目台だったが、同三年には飛躍的に増え三三四貫目台になり、慶徳の初入国の同五年には四一七貫目台にまで増加した。

嘉永六年六月のペリーの浦賀来航後、鳥取藩は同年一月から武蔵国本牧ほんまきの海岸警衛を担当しているが、この年は残銀高を二八二貫目台まで下げている。しかし、同七年(二八五四)十一月十六日(同月二七日から安政元年)に鳥取藩は本牧警衛を解除され、代わりに品川御台場警衛を命令されて、安政二年正月一三日にはその任についている。

品川御台場警衛の時期の残銀高の傾向は、安政元年(三年)が三三三貫目台(三四八貫目台とほぼ横這いと言え、同四年には安達辰三郎の財政改革の影響をうけて二三〇貫目台へと残銀高を減らしている。

鳥取藩は、安政五年(一八五八)六月二日に品川警衛は御免となり、大坂天保山警備を命令された。大坂天保山警衛の時期は安政五年(万延元年

表2 錢佐から因州藩への差引残銀高

	貫, 匁.
弘化4年	44,200.00
嘉永元年	48,800.00
嘉永2年	45,100.00
嘉永3年	374,200.00
嘉永4年	302,225.00
嘉永5年	417,550.00
嘉永6年	282,175.00
安政元年	348,600.00
安政2年	320,900.00
安政3年	313,400.00
安政4年	230,400.00
安政5年	408,988.00
安政6年	399,489.28
万延元年	406,692.53
文久元年	347,718.62
文久2年	652,883.74
文久3年	475,400.00
元治元年	823,300.00
慶応元年	401,400.00
慶応2年	366,500.00
慶応3年	425,500.00
明治元年	1,118,620.67
明治2年	1,476,860.00
明治3年	1,476,860.00
明治4年	1,476,860.00
明治5年	
明治6年	1,057,100.00
明治7年	0.00

(一八五八〜一八六〇)が三九九貫目台〜四〇八貫目台と、品川御台場警衛の時期より高い水準になるが横這い傾向であった。

その後、文久三年(一八六三)六月八日に鳥取藩は大坂天保山警衛を解任されたが、すでに同二年には薩摩藩主島津久光が主導する公武合体運動が始まっており、鳥取藩主池田慶徳も本格的に京都を舞台に国事周旋に乗り出していくことになった。その後の鳥取藩は京都警衛も行いつつも、本圀寺事件・八月一八日の政変・池田屋騒動・禁門の変・第一次長州征伐という一連の事件とも関係を持つことになった。

これら京都での鳥取藩の行動や政治的事件は、錢佐からも鳥取藩への貸付を増やすことになり、元治元年(一八六四)には八二三貫目台にまで上がった。慶応元年には四〇一貫目台、同二年には三六六貫目台、慶応三年には四二五貫目台と減少傾向にあった。

明治維新に際して鳥取藩は、大坂での大名貸にも頼ることで新政府側の政治的軍事的行動を実現させたといっても過言ではない。慶応四年(一八六八)正月三日に鳥羽・伏見の戦いが始まると、家老荒尾駿河は出兵を決断し、翌四日に藩兵五〇〇人が淀方面に出陣した。正月五日に山陰道鎮撫使派遣に際し、鳥取藩は王化に不服ある者の「掃攘」を命じられた。二月九日に有栖川宮熾仁親王は東征大將軍に任命され、その下に東海・東山・北陸の三道先鋒総督兼鎮撫使を置き、東征軍が進発した。総督岩倉具視・参謀板垣退助ら土州藩兵を中心とする東山道先鋒軍に鳥取藩は加わり、家老和田吉岐が藩兵指

揮に当たった。鳥取藩は義勇兵山国隊を含め兵約八〇〇人が出動し、三月六日には甲州勝沼で戦闘も展開した。大総督府は三月一五日に江戸城総攻撃を発表したが、総攻撃予定前日に江戸城無血開城交渉が成り、四月一日には徳川慶喜は江戸城を明け渡した。四月〜五月の鳥取藩兵は野州安塚・宇都宮に転戦、上野寛永寺に拠った彰義隊とも戦い、更に小田原城も攻撃した。

五月三日、仙台・米沢両藩が中心となり、新政府の会津・庄内藩処分等が寛大でなければ抗戦する同盟が奥羽諸藩で結ばれた。更に、会津藩と盟約関係にあった長岡・新発田等の北越諸藩も参加して奥羽越列藩同盟が成立し、

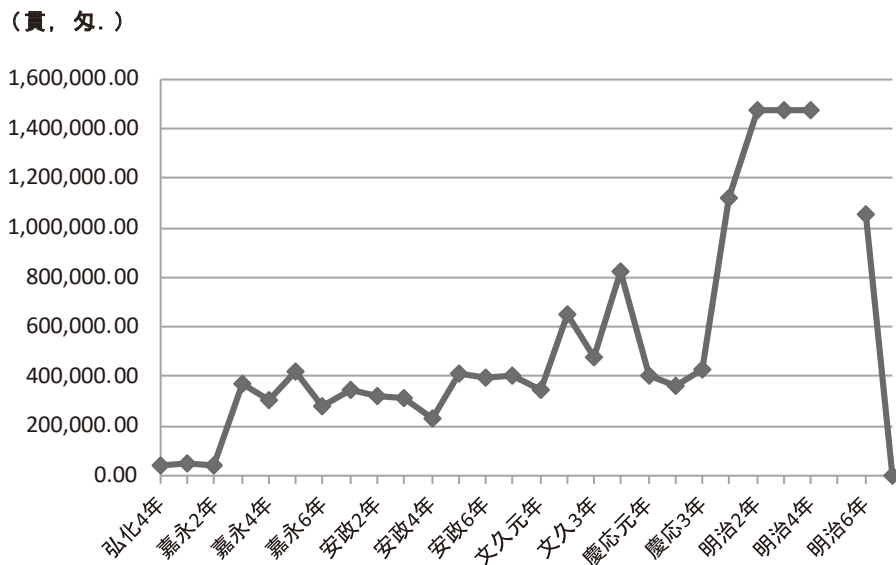


図1 錢佐から因州藩への各年末貸付残高推移

それに伴って鳥取藩も戦線を北上させることになった。六月四日に江戸で鳥取藩は大総督府より奥州方面への出兵を命令され、同一日に薩摩藩兵等と共に品川港からの出航だった。しかし、旗頭和田彦岐は軍資金不足のため大総督府に出兵延期を求めており、官金一万五〇〇〇両の借用している。

戊辰戦争に大きく関係した鳥取藩は、錢佐からの借入残高も慶応三年の四二五貫目台から明治元年の一一一八貫目台へと飛躍的に増大させおり、同二年には一四七六貫目台まで増加させている。

三 江戸雑用金と臨時御用

1 雑用金の出銀と御差別

鳥取藩の大名貸で特徴のあるものが、毎月大坂から出銀され、定期的に「御差別」で返済された江戸雑用金（いわゆる江戸仕送り）である。その起源は慶安二年（一六四九）から藩主の規則的な参勤交代が繰り返されたが、掛屋による定期的な江戸仕送りの開始は延宝期（一六七三～一六八一）以後とされている。数多い大坂金主の中では、毎月雑用金を出銀する「組合」とも言える商人集団が結成されていた。

鴻池新十郎と錢佐の「日記」から、江戸雑用金は次の①～⑤の過程が見られる。①藩は鴻池新十郎と平野屋五兵衛の「両家」に対し、翌年分の雑用金高を示す。②直ちに両家は組合各家に対し、前年一二月頃に廻状で翌年中毎月の雑用金高を提示する。利率などに関して組合で相談が持たれることもあった。③当年に入り、毎月初め頃に藩は組合各家へ廻状で出銀高を通知していくが、一二月は「半数」と称して同額を二回出銀しており、「諸家貸」では大凡で例年一二月二日と一二日にそれが見える。同時に、鴻池新十郎家へは江戸下し金為替の買付依頼の手紙が藩から到来している。④組合各家は出銀し、銀手形で藩へ納める。鴻池新十郎家では有合正金での為替金を買い藩へ納める。⑤返済（雑用金・臨時御用共）は「御差別」と称されて年に数回行われた。藩から雑用金の年月元が指定され、組合各家の出銀高が返済されるが、組合各家は受取手形・証文等を藩へ差し出した。

「諸家貸」が新帳へ改められた嘉永元年（一八四八）正月には、前年の弘化四年六月五日～一二月二日に出銀された江戸雑用金七月分～一二月分二回目から「附出」されている（残銀高四四貫二〇〇目）。

その後の江戸雑用金は、錢佐「日記」によれば慶応四年（一八六八）二月六日条にある鴻池屋小七郎と平野屋齋兵衛よりの二月五日付「因州廻章」より京都雑用金へと変更されている¹⁾。そして雑用金は明治二年（一八六九）一二月七日の出金まで続いた¹⁾。

2 臨時御用による出銀と御差別（短期・長期）

臨時御用による出銀は、毎月定期的な出銀である江戸雑用金より銀額が大きく、出銀が定期的ではないため両者の区別は付き易い。そして、臨時御用による出銀は、出銀から御差別までの貸付期間により短期と長期に分けることができる。

短期の場合は、貸付期間が原則として一年未満の場合で、通常の雑用金と同様に御差別が行われ、一度の御差別で皆済されている。長期の場合は、貸付期間が数年にわたり複数回元入れがなされて皆済、すなわち「消合」されていく。長期の特徴は、銀額口を記し、通常用いられる〇で囲んだ一二支の朱印以外の判（朱印）△□の他にも（朱印）（朱印）（朱印）（朱印）も用いて区別を付けている。

次に、短期と長期の元入を、文久二戌年（一八六二）から例示してみる。

（注）文久二年
八月廿八日

① 同式拾九貫百 取

三拾四匁八分八厘三毛

百八拾貫目之口内入 亥十二月 △印分消合

十一月八日

② 同式百五拾貫目

亥十月晦日

八月二八日は長期で、安政四年（一八五七）三月一日出銀の一八〇貫目の口で、△印で区別されている。この時は六度目の元入れになり、二九貫一三四・八八三匁が藩から錢佐へ返済されている（詳細は後述する⁵⁾）。次に、一月八日は短期で、二五〇貫目が出銀されたが、文久三亥年一〇月三日の御差別で皆済されている。

短期で扱われている特殊例として、慶応四年二月一〇日・三月七日・四月二四日・閏四月四日出銀の四口（計二〇三貫七五〇目、御差別は明治二巳年

七月一日)がある。この四口の御差別の際には二支の朱印に加えて大きな〇も付されている。

次に史料では長期のものが一項目で見られ、その出銀と元入回数との関係は、(番号)【合計銀額、区別される印、出銀年月日】↓元入回数)で概説することにする。

特に、「〇」は三度用いられているため「〇《1〜3》」で区別することにし、他にも、別種類の印鑑が二つ用いられているためこれは「①1・2」として区別することにする。

1【合計三〇七貫五〇〇貫目、内訳は嘉永三年(一八五〇)七月九日に一二三貫目出銀と同年同月一日に一八四貫五〇〇目出銀の二口から成り、この二口に関する出銀と返済箇所には全て「寅十二月済消合」と記されている】

↓①嘉永四年二月二四日に七六貫八七五匁、②嘉永五年二月二四日に七六貫八七五匁、③嘉永六年二月一日に七六貫八七五匁、④安政元年(一八五四)二月九日に七六貫八七五匁の元入で皆済。

2【七〇貫三〇〇目、「〇」《1》印消合、嘉永六年二月二日日出銀】

↓①安政二年一月二〇日に六貫四一六・二匁、②安政二年二月二五日に六三貫八八三・八匁の元入で皆済。

3【二五貫目、「①」印分消合、嘉永七年三月七日出銀】

↓①嘉永七年九月二三日に一貫五〇〇目、②安政二年二月一五日に一二貫五〇〇目の元入で皆済。

4【二〇〇貫目、「辰十二月消合」《2》印分、安政二年二月二七日出銀】

↓①安政三年四月二六日に五〇貫目、②安政三年九月二九日に五〇貫目の元入で皆済。

5【一八〇貫目、「亥十二月」△印分消合、安政四年三月一日日出銀】

↓①安政四年八月二日に二五貫二〇〇目、②安政五年八月二九日に二三貫一一二匁、③安政六年八月二八日に二四貫四九八・七二匁、④万延元年(一八六〇)九月二九日に二四貫八九六・七五匁、⑤文久元年(一八六一)八月二九日に二七貫八七三・九一匁、⑥文久二年八月二八日に二九貫一三四・八八三匁、⑦文久三年八月二九日に二五貫二八三・七三六匁、⑧文久三年十一月晦日に〇・〇一匁を「七ヶ年割済元違、徳得帳へ上ル」の元

入で皆済。ただ、この⑧の会計処理に関しては、一二支印を用いず、(①2)を用いている。

6【一五〇貫目、「〇」《3》印分消合丑十二月、文久三年八月一七日出銀】
↓①元治元年(一八六四)七月一〇日に二六貫目、②慶応元年六月二八日に一三四貫目の元入で皆済。

7【一五〇貫目、「□」印分消合丑十二月、文久三年二月六日出銀】
↓①元治元年一月二八日に五〇貫目、②慶応元年(一八六五)八月二八日に三七貫目、③慶応元年九月二六日に六三貫目での元入皆済。

8【二五〇貫目を「三ヶ年割」、「寅十二月」印分消合、元治元年七月一日日出銀】

↓①慶応元年二月三日に一五〇貫目、②慶応二年五月二七日に一〇〇貫目の元入で皆済。

9【二五〇貫目、「巳十二月」印分九口消合、慶応二年①一〇〇貫目を九月四日に、②一〇〇貫目を九月二三日に、③五〇貫目を九月二九日に、④一四〇貫目を慶応三年二月一七日に出銀】

↓返済に関しては、①慶応三年八月三〇日に一〇〇貫目、②明治元年(一八六八)二月二四日に一貫四七二・四六匁(端金で八兩三分と永一二・四三三匁へ換算)、③明治元年二月二四日に一九六・八七匁(端金で一兩と永七・九七二匁へ換算)、④明治二年七月一日に一四八貫五二七・五四匁(九八〇兩へ金換算)、⑤明治二年七月一日に一三九貫八〇三・一三匁(九七〇兩へ金換算)の元入で皆済。

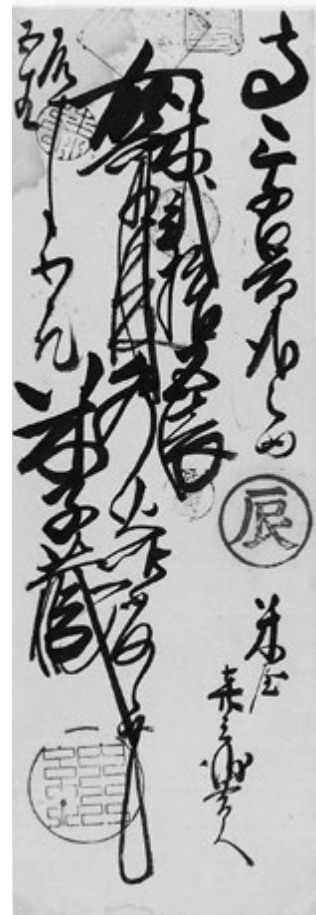
10【三四貫二〇〇目、「戌十二月」印分三口消合、慶応四年二月八日出銀されてあり慶応四年正・二月分京都雑用金代】

↓①明治二年七月二七日に一七貫一〇〇目、②明治七年二月一八日に一七貫一〇〇目の元入で皆済。

11【御備銀一万兩分(銀二二〇〇貫目)、「寅」印分七口消合」と記された出金三口と元入四口、出金三口は何れも明治四年三月一日に①金四〇〇〇兩(銀八八〇貫目)、②金三〇〇〇兩(銀六六〇貫目)、③金三〇〇〇兩(銀六六〇貫目)が出金されており「未二月半元口、八月晦日切米切手引当之口」とあることから米切手が抵当に入れられた】

↓元入四口は、何れも明治四年に①四月一日に金一四〇〇兩(銀三〇八貫

目)を、②四月三〇日に金二三〇〇両(銀五〇六貫目)を、③五月三〇日に四五〇〇両(九九〇貫目)を、④六月二十九日に一八〇〇両(三九六貫目)の元入で皆済。



米切手(米式拾五俵・米子蔵・米屋喜兵衛宛・辰一〇月五日、大阪商業大学商業史博物館蔵〔佐古文書・蔵屋敷一四一四一〕)

おわりに

以上述べたように、「諸家貸」から「因州」部分は錢佐だけであっても鳥取藩の大坂での借財の時代的な傾向を示した貴重な史料である。そのため、藩側に部分的でも大坂での借財史料が残り、そこに錢佐からの出銀高があるのならば、史料年代の確定に繋がることもあり、他家からの出銀高もより明確な位置づけができる効果が期待されよう。

最後に鳥取藩の大坂借財関係史料で、金銀額が判明する組合各家の経営帳簿史料は次のように残る。

藩からの受取利息のみを記した帳簿では、錢佐「諸家徳」¹⁾があり、そこでは基本的に「因州徳」(結果として費用だけが出た場合は「因州入用」と記されて、年間の利益(又は損失)の合計額が記されている。しかし、錢佐「諸家貸」には「因州」の次には「因州家老」も記されているため(表1)、「因州徳」とはこの二つの合計利息と考えられるが、それぞれを明確に区別していくことは困難である。

雑用金・臨時御用での出銀高・御差別高・受取利息が記された帳簿に、鴻池新十郎「大福帳」が天保十一年(一八四〇)・嘉永二年(一八四九)・文久四年(一八六四)と残されている¹³⁾。

今後の課題として、錢佐「諸家貸」より「因州家老」の翻刻・紹介を課題

としていきたい。

掲載にあたり、史料所蔵者の逸身喜一郎氏(東京大学名誉教授)の快諾を、史料撮影については八木滋氏(大阪歴史博物館学芸員)の協力を戴いた。鳥取藩の米切手の写真掲載については大阪商業大学商業史博物館の快諾を戴いた。心より感謝申し上げます。

- 1 「諸家貸」(嘉永元年〜明治三年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書七一一〕)。
- 2 文書目録は次に所収される。『大坂両替商逸身家文書現状記録調査報告書』(東京大学、二〇一〇年)。『共同研究成果報告書10—大坂の両替商錢屋佐兵衛の研究と展示—』(大阪歴史博物館、二〇一六年)。
- 3 佐古慶三教授収集文書(大阪商業大学商業史博物館所蔵)。以下〔佐古文書〕と記す。目録は『大阪商業大学商業史研究所資料目録 第一集』(大阪商業大学、一九九二年)。
- 4 まず、大きな〇が押され、そこに重ねて十二支の朱印が押されている様子が窺れる。更に返済が終了した頁には中央に横線が引かれて抹消されている。
- 5 小林延人「史料解題6 諸家貸」(逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛1 四代佐兵衛評伝』東京大学出版会、二〇一四年)。この史料を用いて鳥取藩に關係する分析は次があげられる。小林延人「幕末維新期における錢佐の経営」、須賀博樹「錢佐と因州鳥取藩」(逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛2 逸身家文書研究』東京大学出版会、二〇一四年)。
- 6 逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛1 四代佐兵衛評伝』(東京大学出版会、二〇一四年)。尚、口絵33「諸家貸」には因州鳥取藩の部分の写真が、三七七頁には「諸家貸」の表紙の写真が掲載されているため、併せて参照されたい。
- 7 次の文献を参照した。『鳥取県史(三卷 近世・政治)』(鳥取県、一九七九年)。
- 8 この時期の大坂金主は藩主池田慶徳の上京と東京御用の出金を頼談され始めており、奥州方面の軍資金は主に江戸商人の出金で賄われたと見るべきではないだろうか。
- 9 次の文献を参照した。『鳥取県史(三卷 近世・政治)』(鳥取県、一九七九年)。森泰博「鳥取藩大坂蔵屋敷の成立」『商学論究』三七卷、関西学院大学、一九八九

年)。須賀博樹「錢佐と因州鳥取藩」(逸身喜一郎・吉田伸之編『両替商 錢屋佐兵衛2 逸身家文書研究』東京大学出版会、二〇一四年)。

10 「日記 逸身店」(慶応四年正月〜六月〔佐古文書・錢屋F10-118〕)。

11 「諸藩貸上明細」(明治六年〔佐古文書・錢屋F10-130〕)。

12 「諸家徳」(文政二年〜明治八年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書七-136〕)。

13 嘉永二年・文久四年は大阪商業大学商業史博物館所蔵によるもので、『鴻池屋II』

〔大阪商業大学商業史博物館史料叢書〕第6巻、同博物館編集(責任編集 池田治司・小田忠)二〇一三年)に所収されている。天保一一年は大阪城天守閣所蔵。

翻刻凡例

・史料の解読は、「諸家貸」(嘉永元年〜明治十九年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書七-11〕)をもとにおこなった。

・本文を二段組みで印刷し、原文の体裁はおおむね尊重した。

・校訂者の加えた傍注は()を施した。

①貼紙は「」で囲み、右肩に(貼紙)とした。

②銀額における「メ」は貫、「リ」は厘、「も」は毛は、()内に併記した。

・前帳からの貸付残高の「付出」では、**附出**の朱印が押されているが、この場合は朱印である傍注は施さない。

・貸付である出銀と返済である御差別の際には、その年の一二支の朱印(○で囲まれた)が押されているが、この場合は朱印である傍注は施さない。

逸身家文書 「諸家貸」〔七-11〕

〔**附出**〕
〔因州〕

因州鳥取

松平因幡守様

嘉永元申正月吉日付出し

弘化四未六月五日

附出一銀六貫目

Ⓜ かし

申三月廿九日済

同八月二日

附出一同四貫五百目

Ⓜ かし

同九月朔日

附出一同五貫百目

Ⓜ かし

同十月朔日

附出一同四貫五百目

Ⓜ かし

同十一月朔日

附出一同六貫百目

Ⓜ かし

同十二月二日

附出一同九貫目

Ⓜ かし

同十二月十二日

附出一同九貫目

Ⓜ かし

嘉永元申正月

右差引残 四拾四貫弐百目

附出一銀四貫六百目

Ⓜ かし

二月二日

附出一同四貫五百目

Ⓜ かし

三月二日

附出一同四貫五百目

Ⓜ かし

四月二日

①一同四貫五百目	④かし	西二月廿五日済	右差引残 四拾八貫八百目	かし
五月二日	④かし	嘉永式己酉正月吉日	正月六日	
①一同三貫五百目	④かし	右同断	④一銀四貫五百目	④かし
六月三日	④かし	西三月廿八日	二月朔日	④一一同四貫五百目
①一同三貫五百目	④かし	六月廿四日	三月二日	④一一同四貫五百目
①一同六貫百目	④かし	同断	④一一同四貫五百目	④かし
八月二日	④かし	同断	四月十一日	同断
①一同三貫五百目	④かし	同断	④一一同四貫五百目	④かし
九月二日	④かし	同断	閏四月二日	同断
①一同四貫百目	④かし	西四月晦日	④一一同四貫五百目	④かし
十月十日	④かし	嘉永式己酉五月二日	④一銀四貫五百目	④かし
①一同三貫五百目	④かし	同断	④一一同四貫五百目	④かし
十一月三日	④かし	同断	六月三日	④一一同四貫五百目
①一同五貫百目	④かし	同断	④一一同四貫五百目	④かし
十二月二日	④かし	同断	六月廿二日	④かし
①一同七貫六百目	④かし	西閏四月廿八日	④一一同七貫百目	④かし
十二月十二日	④かし	同断	八月二日	④一一同四貫五百目
①一同七貫六百目	④かし	同断	九月晦日	④かし
嘉永元申十二月	④かし	同断	九月晦日	④かし

酉 一同五貫目 戌 かし

戌五月廿八日

十月二日

酉 一同四貫五百目 戌 かし

戌五月廿八日

十一月二日

酉 一同六貫目 戌 かし

戌五月廿八日

十二月二日

酉 一同九貫目 戌 かし

戌八月晦日

十二月十三日

酉 一同九貫目 戌 かし

戌九月晦日

嘉永貳己酉十二月

右差引残 四拾五貫百目 かし

嘉永三庚戌正月吉日

正月五日

戌 一銀五貫四百目 戌 かし

戌十一月晦日

二月二日

戌 一同五貫四百目 亥 かし

亥三月廿八日

三月六日

戌 一同五貫四百目 亥 かし

亥三月廿八日

四月二日

戌 一同五貫四百目 亥 かし

亥三月廿八日

五月二日

戌 一同四貫四百目 亥 かし

亥五月廿五日

六月二日

戌 一同四貫四百目 亥 かし

亥五月廿五日

六月廿四日

戌 一同六貫八百目 亥 かし

亥六月廿一日

七月九日

戌 一同百貳拾三貫目 かし

寅十二月濟消合

七月十八日

戌 一同百八拾四貫五百目 かし

寅十二月濟消合

戌八月二日

戌 一銀四貫三百目 亥 かし

亥六月廿一日

九月二日

戌 一同四貫八百目 亥 かし

亥六月廿一日

十月二日

戌 一同四貫三百目 亥 かし

亥六月廿一日

十一月二日

戌 一同五貫七百日 亥 かし

亥八月廿八日

十二月二日

戌 一同七貫九百日 亥 かし

亥九月廿九日

十二月十三日

⑤ 一同七貫九百目	⑤ かし	亥十月廿八日	⑤ 一同六貫目	⑤ かし	子四月廿九日
嘉永三庚戌十二月			十月二日		
右差引残 三百七拾四貫貳百目	かし		⑤ 一同五貫五百目	⑤ かし	子四月廿九日
嘉永四辛亥正月吉日			十一月二日		
亥正月五日			⑤ 一同七貫目	⑤ かし	子四月廿九日
⑤ 一同五貫五百目	⑤ かし	亥十月廿八日	十二月二日		
二月二日			⑤ 一同九貫目	⑤ かし	子十月廿六日
⑤ 一同五貫四百目	⑤ かし	亥十二月廿七日	亥十二月十三日		
三月六日			⑤ 一銀九貫目	⑤ かし	子十月廿六日
⑤ 一同五貫四百目	⑤ かし	子二月朔日	十二月廿四日		
四月二日			⑤ 一同七拾六貫八百	取	
⑤ 一同五貫四百目	⑤ かし	子二月晦日	七拾五匁		
五月二日			寅十二月濟消合		
⑤ 一同五貫四百目	⑤ かし	子二月晦日	嘉永四辛亥十二月		
六月二日			右差引残 三百貳貫貳百貳拾五匁	かし	
⑤ 一同五貫五百目	⑤ かし	子三月廿九日	嘉永五子正月吉日		
六月廿三日			正月九日		
⑤ 一同七貫九百目	⑤ かし	子三月廿九日	⑤ 一銀五貫五百目	⑤ かし	子十月廿七日
八月二日			二月二日		
⑤ 一同五貫五百目	⑤ かし	子三月廿九日	⑤ 一同五貫五百目	⑤ かし	丑正月十八日
九月三日			二月廿四日		
			⑤ 一同六拾貫目	⑤ かし	巳三月朔日

閏二月二日

㊦ 一同五貫五百目

㊧ かし
丑正月十八日

三月五日

㊦ 一同五貫五百目

㊧ かし
丑正月廿九日

四月二日

㊦ 一同五貫五百目

㊧ かし
丑四月廿五日

五月二日

㊦ 一同四貫五百目

㊧ かし
丑四月廿五日

六月二日

㊦ 一同四貫五百目

㊧ かし
丑五月廿四日

六月廿二日

㊦ 一同七貫百目

㊧ かし
丑五月廿四日

八月二日

㊦ 一同四貫五百目

㊧ かし
丑六月廿六日

九月二日

㊦ 一同四貫九百目

㊧ かし
丑六月廿六日

十月二日

㊦ 一同四貫四百目

㊧ かし
丑六月廿六日

十一月二日

㊦ 一同五貫九百目

㊧ かし
丑六月廿六日

十二月二日

㊦ 一同八貫目

㊧ かし
丑七月廿六日

子十二月晦日

㊦ 一銀八貫目

㊧ かし
丑七月十日

十二月十七日

㊦ 一同百三拾貫目

㊧ かし
丑五月廿四日

十二月廿四日

㊦ 一同七拾六^〆八^〆百

取
七拾五匁

三百七^〆五百目之内

嘉永五子十二月

右差引残 四百拾七貫五百五拾目 かし

嘉永六丑正月吉日

正月五日

㊦ 一銀五貫五百目

㊧ かし
丑七月廿六日

二月五日

㊦ 一同五貫五百目

㊧ かし
丑十月廿四日

三月五日

㊦ 一同五貫六百目

㊧ かし
寅正月廿九日

四月朔日

㊦ 一同五貫六百目

㊧ かし
寅二月廿九日

五月七日

㊦ 一同五貫六百目

㊧ かし

六月三日 寅三月廿八日

⑤ 同五貫六百目 ⑥ かし

寅四月廿二日

六月廿一日

⑤ 同八貫百目 ⑥ かし

寅四月廿二日

八月二日

⑤ 同五貫六百目 ⑥ かし

寅四月廿二日

九月三日

⑤ 同六貫貳百目 ⑥ かし

寅四月廿二日

十月九日

⑤ 同五貫八百目 ⑥ かし

寅六月廿八日

十一月四日

⑤ 同七貫三百目 ⑥ かし

寅六月廿八日

十二月朔日

⑤ 同七拾六^百八百^百 取

七拾五匁

三百七^百五^百目之内元入 寅十二月済消合

十二月八日

⑤ 同九貫六百目 ⑥ かし

寅六月廿八日

十二月十三日

⑤ 同拾貫目 ⑥ かし

閏七月廿八日

十二月十二日

⑤ 同七拾貫三百目 かし

○印分消合

嘉永六丑十二月

右差引残 貳百八拾貳貫百七拾五匁 かし

嘉永七寅正月吉日

正月六日

⑤ 一銀五貫七百目 ⑥ かし

寅九月廿二日

二月二日

⑤ 同五貫七百目 ⑥ かし

寅十月廿三日

三月六日

⑤ 同五貫七百目 ⑥ かし

寅十月廿三日

三月七日

⑤ 同貳拾五貫目 ⑥ かし

○印分消合

四月二日

⑤ 同五貫七百目 ⑥ かし

寅十一月廿八日

五月二日

⑤ 同四貫八百目 ⑥ かし

寅十二月廿四日

六月四日

⑤ 同四貫八百目 ⑥ かし

卯正月廿日

七月廿三日

⑤ 同七貫五百目 ⑥ かし

卯二月廿八日

閏七月四日

④ 同四貫八百目 ⑤ かし

八月四日

④ 同四貫七百目 ⑤ かし

卯 三月廿八日

九月三日

④ 同五貫三百目 ⑤ かし

卯 三月廿八日

九月廿三日

④ 同拾貳貫五百目 取

⑤ 拾五貫目之口内入 ⑥ 印消合

十月四日

④ 同四貫八百目 ⑤ かし

卯 三月廿八日

十一月三日

④ 同六貫五百目 ⑤ かし

卯 八月廿八日

十二月九日

④ 同七拾六貫八百 取

七拾五匁

三百七貫五百目之口内入済

寅十二月済消合

十二月二日

④ 同八貫七百目 ⑤ かし

卯 十二月十七日

〃

④ 同百五拾貫目 ⑤ かし

卯 五月廿七日

十二月十二日

④ 同八貫七百目 ⑤ かし

卯 十二月十七日

嘉永七寅十二月

右差引残 三百四拾八貫六百目 かし

安政貳卯正月吉日

正月廿日

④ 一銀六貫四百 取

拾六匁貳分

七拾貫三百目之口内入 ○印分消合

正月五日

④ 同四貫五百目 ⑤ かし

辰正月三日

二月三日

④ 同四貫五百目 ⑤ かし

辰二月廿三日

三月五日

④ 同四貫五百目 ⑤ かし

辰二月廿三日

四月朔日

④ 同四貫五百目 ⑤ かし

辰二月廿三日

五月二日

④ 同五貫六百目 ⑤ かし

辰二月廿三日

六月十二日

④ 同六拾貫目 ⑤ かし

辰三月廿八日

六月四日

④ 同五貫六百目 ⑤ かし

辰五月廿八日

六月廿八日

卯 一同八貫百目 辰 かし

辰五月廿八日

八月二日

卯 一同五貫六百目 辰 かし

辰七月廿八日

九月二日

卯 一同六貫目 辰 かし

辰七月廿九日

十月十七日

卯 一同式拾貫目 辰 かし

辰九月廿九日

十月二日

卯 一同五貫六百目 辰 かし

辰九月廿九日

十一月二日

卯 一同七貫四百目 辰 かし

辰十一月晦日

十二月十五日

卯 一同六拾三百八百 取

八拾三百八分

七拾貫三百目之口皆済 ○印分消合

卯 一同拾式貫五百目 取

式拾五貫目之口皆済 ○印分消合

卯 銀百貫目 かし

辰十二月消合 ○印分

辰十二月消合 ○印分

二日

卯 一同九貫五百目 辰 かし

辰十二月廿九日

十二日

卯 一同九貫五百目 辰 かし

辰正月廿九日

安政式卯十二月

右指引残 三百式拾貫九百目 かし

安政三丙辰正月吉日

正月五日

辰 一銀五貫五百目 辰 かし

辰三月廿五日

二月二日

辰 一同五貫六百目 辰 かし

辰四月廿五日

三月五日

辰 一同五貫五百目 辰 かし

辰四月廿五日

三月廿八日

辰 一同式拾貫目 辰 かし

辰三月朔日

四月二日

辰 一同五貫七百目 辰 かし

辰五月廿九日

四月廿六日

辰 一同五拾貫目 取

五月二日

辰 一同四貫六百目 辰 かし

辰五月廿九日

五月十二日

辰 一同式拾貫目 辰 かし

辰三月朔日

六月十二日

㊦ 同四貫六百日 ㊤ かし

巳七月廿一日

六月廿一日

㊦ 同七貫貳百日 ㊤ かし

巳七月廿一日

七月二日

㊦ 同四貫六百日 ㊤ かし

巳七月廿一日

九月廿九日

㊦ 同五拾貫目 取

百貫目之口皆済 ○印分 辰十二月消合

九月二日

㊦ 同五貫百日 ㊤ かし

巳七月九日

辰九月廿九日

㊦ 銀七拾貫目 ㊤ かし

巳三月朔日

同 〃

㊦ 同貳拾八貫目 ㊤ かし

巳三月朔日

十月二日

㊦ 同四貫六百日 ㊤ かし

巳七月九日

十月廿六日

㊦ 同三拾貫目 ㊤ かし

巳三月朔日

十一月四日

㊦ 同六貫三百目 ㊤ かし

十二月二日

㊦ 同八貫三百目 ㊤ かし

巳七月廿九日

十二月十二日

㊦ 同八貫三百目 ㊤ かし

巳七月廿九日

安政三辰十二月

右差引残 三百拾三貫四百目 かし

安政四巳正月吉日

正月五日

㊦ 銀五貫八百目 ㊤ かし

巳九月廿二日

二月二日

㊦ 同五貫八百目 ㊤ かし

巳九月廿二日

三月朔日

㊦ 同百八拾貫目 ㊤ かし

亥十二月 △印分消合

三月二日

㊦ 同五貫七百日 ㊤ かし

巳八月晦日

四月二日

㊦ 同五貫六百日 ㊤ かし

午正月廿九日

五月二日

㊦ 同五貫七百日 ㊤ かし

午三月廿八日

閏五月十七日

㊦ 同五貫七百日 ㊤ かし

六月二日

㊦ 同五貫八百目 ㊦ かし

午五月晦日

八月二日

㊦ 同五貫九百目 ㊦ かし

午八月晦日

六月廿日

㊦ 同八貫五百目 ㊦ かし

午八月廿五日

巳八月廿二日

㊦ 銀貳拾五貫 取

貳百目

百八拾貫目之内入 亥十二月 ^{（未）}△印分消合

九月二日

㊦ 同六貫三百目 ㊦ かし

午九月晦日

十月二日

㊦ 同五貫七百目 ㊦ かし

午十月廿八日

十一月二日

㊦ 同七貫四百目 ㊦ かし

午十二月廿三日

十二月二日

㊦ 同九貫五百目 ㊦ かし

午十二月廿三日

十二月十二日

㊦ 同九貫五百目 ㊦ かし

午十二月廿三日

安政四丁巳十二月

右差引残 貳百三拾貫四百目 かし

安政五年正月吉日

正月五日

㊦ 銀五貫八百目 ㊦ かし

未三月晦日

二月二日

㊦ 同五貫八百目 ㊦ かし

未三月晦日

三月五日

㊦ 同五貫九百目 ㊦ かし

未五月廿日

四月二日

㊦ 同五貫八百目 ㊦ かし

未五月廿日

五月二日

㊦ 同四貫八百目 ㊦ かし

未五月廿九日

五月十五日

㊦ 同五拾貫目 ㊦ かし

午十月廿八日

六月二日

㊦ 同四貫八百目 ㊦ かし

未五月廿九日

六月廿一日

㊦ 同七貫五百目 ㊦ かし

未七月十三日

八月三日

㊦ 同四貫九百目 ㊦ かし

未八月廿八日

八月廿九日

㊦ 同貳拾三貫百 取

拾式匁

百八拾貫目之内入 亥十二月 ^(朱)△印分消合

午九月二日

⑤一銀五貫四百目 ⑥かし

未八月廿八日

十月二日

⑤一同四貫八百目 ⑥かし

未九月廿九日

十一月二日

⑤一同六貫四百目 ⑥かし

未九月廿九日

十一月十四日

⑤一同式百貫目 ⑥かし

未六月廿日

十二月八日

⑤一同七貫七百日 ⑥かし

未十月廿九日

十二月十二日

⑤一同七貫七百日 ⑥かし

申正月廿九日

安政五戊午十二月

右差引残 四百八貫九百八拾八匁 かし

安政六未正月吉日

正月三日

⑤一銀四貫八百目 ⑥かし

申二月廿九日

二月二日

⑤一同四貫八百目 ⑥かし

申三月晦日

三月五日

⑤一同四貫八百目 ⑥かし

申閏三月晦日

四月二日

⑤一同四貫八百目 ⑥かし

申四月廿八日

五月二日

⑤一同六貫目 ⑥かし

申六月廿一日

六月二日

⑤一同五貫九百目 ⑥かし

申六月廿一日

六月廿日

⑤一同式百貫目 ⑥かし

申四月十九日

六月廿四日

⑤一同八貫四百目 ⑥かし

申六月廿九日

八月二日

⑤一同五貫八百目 ⑥かし

申六月廿九日

八月廿八日

⑤一同式拾四貫四百 取

九拾八匁七分式り

百八十貫目之内入 亥十二月 ^(朱)△印分消合

未九月三日

⑤一銀六貫四百目 ⑥かし

申六月廿九日

十月二日

⑤一同五貫八百目 ⑥かし

申十月廿七日

十一月二日

① 同七貫七百目 ② かし

申十二月廿三日

十二月二日

① 同九貫七百目 ② かし

申十二月廿三日

十二月十二日

① 同九貫七百目 ② かし

酉二月晦日

安政六己未十二月

右差引残 三百九拾九貫四百八拾九匁式分八^③り かし

安政七申正月吉日

正月五日

① 銀五貫八百目 ② かし

酉四月廿九日

二月二日

① 同六貫目 ② かし

酉四月廿九日

三月五日

① 同六貫目 ② かし

酉四月廿九日

閏三月二日

① 同六貫百目 ② かし

酉六月廿九日

四月二日

① 同六貫式百目 ② かし

酉七月十三日

四月十九日

① 同式百貫目 ② かし

酉三月晦日

五月二日

① 同四貫六百目 ② かし

酉七月十三日

六月二日

① 同四貫六百目 ② かし

酉七月十三日

六月廿一日

① 同七貫式百目 ② かし

酉八月廿九日

八月二日

① 同四貫七百目 ② かし

酉八月廿九日

九月二日

① 同五貫式百目 ② かし

酉八月廿九日

九月廿九日

① 同式拾四貫八百^④取

九拾六匁七分五^⑤り

百八拾貫目之口内入 亥十二月 △印分消合^⑥

申十月二日

① 銀四貫七百目 ② かし

酉八月廿九日

十一月二日

① 同六貫四百目 ② かし

酉十二月廿六日

十一月廿九日

① 同三拾貫目 ② かし

酉四月廿九日

十二月二日

① 同八貫六百目 ② かし

酉 かし

十二月十二日
西十二月廿六日

④ 一同八貫六百目 戌 かし

戌四月晦日

安政七庚申十二月

右差引残 四百六貫六百九拾貳匁五分三厘^⑤ かし

萬延貳酉正月吉日

正月五日

④ 銀四貫七百目 戌 かし

戌五月廿九日

二月二日

④ 一同四貫八百目^(貼紙) 戌 かし

戌六月晦日

三月五日

④ 一同四貫八百目 戌 かし

戌七月廿九日

四月二日

④ 一同四貫九百目 戌 かし

戌七月廿九日

五月二日

④ 一同六貫目 戌 かし

戌八月廿九日

五月廿八日

④ 一同貳百貫目 戌 かし

戌十一月七日

六月二日

④ 一同五貫九百目 戌 かし

戌閏八月廿九日

六月廿一日

④ 一同八貫五百目 戌 かし

八月二日
戌閏八月廿九日

④ 一同五貫八百目 戌 かし

戌九月晦日

八月廿九日

④ 一同貳拾七貫八百 取

七拾三匁九分壹厘壹毛

百八拾貫目之口内入 亥十二月 △印分消合^(朱印)

九月二日

④ 一同六貫四百目 戌 かし

戌九月晦日

十月二日

④ 一同五貫八百目 戌 かし

戌十月廿八日

十一月二日

④ 一同七貫五百目 戌 かし

戌十一月廿三日

西十二月二日

④ 銀九貫八百目 亥 かし

亥二月廿八日

十二月十二日

④ 一同九貫八百目 亥 かし

亥二月廿八日

萬延貳辛酉十二月

右差引残 三百四拾七貫七百拾八匁六分貳厘^⑤ かし

文久貳戌正月吉日

正月五日

④ 銀五貫八百目 亥 かし

亥三月晦日

二月二日

④ 一同五貫八百目 ⑤ かし

亥四月廿六日

三月五日

④ 一同五貫九百目 ⑤ かし

亥四月廿六日

五月二日

④ 一同四貫七百日 ⑤ かし

〔^(貼紙)亥五月廿九日〕

四月二日

④ 一同五貫八百目 ⑤ かし

亥四月廿六日

六月二日

④ 一同四貫九百目 ⑤ かし

亥七月晦日

六月廿一日

④ 一同七貫六百日 ⑤ かし

亥八月晦日

八月二日

④ 一同四貫八百目 ⑤ かし

亥十月廿五日

閏八月二日

④ 一同四貫九百目 ⑤ かし

亥十月廿五日

閏八月廿八日

④ 一同五拾貫目 ⑤ かし

亥七月晦日

九月二日

④ 一同五貫四百目 ⑤ かし

子二月廿九日

④ 一同五貫百目 ⑤ かし

子三月廿六日

十一月二日

④ 一同七貫七百日 ⑤ かし

子四月廿一日

十二月廿日

④ 一同式拾貫目 ⑤ かし

亥十二月廿日

戌十二月廿二日

④ 一銀式百貫目 ⑤ かし

亥六月廿九日

十二月二日

④ 一同九貫八百目 ⑤ かし

子四月廿一日

十二月十二日

④ 一同九貫八百目 ⑤ かし

子五月晦日

八月廿八日

④ 一同式拾九貫百 取

三拾四匁八分八厘^(厘)三毛^(毛)

百八拾貫目之口内入 亥十二月 △印分消合^(番)

④ 一同式百五拾貫目 ⑤ かし

亥十月晦日

文久式壬戌十二月

右差引残 六百五拾式貫八百八拾三匁七分四厘 かし

文久三亥正月吉日

正月十六日

④ 一銀五貫六百目 ⑤ かし

子七月廿九日

二月二日
② 同五貫六百日 ㊦ かし

三月五日
② 同五貫四百目 ㊦ かし

四月二日
② 同五貫二百六十目^(新紙) ㊦ かし

五月二日
② 同五貫五百目 ㊦ かし

六月二日
② 同五貫六百目 ㊦ かし

六月廿一日
② 同八貫七百日 ㊦ かし

八月二日
② 同五貫七百日 ㊦ かし

八月十七日
② 同百五拾貫目 ㊦ かし

八月廿四日
② 同五拾貫目 ㊦ かし

八月廿九日
② 同貳拾五貫貳百八拾 取

三匁七分三厘六毛

百八拾貫目之口 皆済 亥十二月 △印分消合^(朱印)

九月二日
② 同六貫六百日 ㊦ かし

亥十月二日
② 同六貫六百日 ㊦ かし

十一月二日
② 同七貫八百日 ㊦ かし

十二月二日
② 同拾貫百目 ㊦ かし

十二月六日
② 同百五拾貫目 ㊦ かし

十二月十二日
② 同拾貫百目 ㊦ かし

十一月晦日
② 同壹厘 取

百八拾貫目之口 亥十二月 △印分消合^(朱印)

七ヶ年割済毛違 徳得帳へ上ル

文久三癸亥十二月

右差引残 四百七拾五貫四百目 かし

文久四子正月吉日

正月五日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

二月二日

- | | | |
|-------------|---|------------------------|
| ⑤ 同五貫三百目 | ⑥ かし | 丑四月晦日 |
| 三月二日 | | |
| ⑤ 同五貫五百目 | ⑥ かし | 丑四月晦日 |
| 四月三日 | | |
| ⑤ 同五貫五百目 | ⑥ かし | 丑五月廿九日 |
| 五月二日 | | |
| ⑤ 同五貫六百目 | ⑥ かし | 丑五月廿九日 |
| 六月二日 | | |
| ⑤ 同五貫六百目 | ⑥ かし | 丑五月廿九日 |
| 六月廿一日 | | |
| ⑤ 同八貫七百日 | ⑥ かし | 丑五月廿九日 |
| 七月十日 | | |
| ⑤ 同拾六貫目 | 取 | |
| 亥年百五拾貫目之口元入 | ○ ^(朱印) 印分消合 | 丑十二月 |
| 〃 | | |
| ⑤ 同貳百五拾貫目 | かし | |
| 三ヶ年割 | 寅十二月 | ⑥ ^(朱印) 印分消合 |
| 八月二日 | | |
| ⑤ 同六貫四百目 | ⑥ かし | 丑五月廿九日 |
| 子九月二日 | | |
| ⑤ 銀七貫貳百目 | ⑥ かし | 丑閏五月廿八日 |
| 十月二日 | | |
| ⑤ 同六貫四百目 | ⑥ かし | 丑七月晦日 |
| 十月廿日 | | |
| ⑤ 同五拾貫目 | ⑥ かし | 寅五月廿七日 |
| 十一月二日 | | |
| ⑤ 同九貫貳百目 | ⑥ かし | 丑八月廿四日 |
| 十一月十九日 | | |
| ⑤ 同貳拾貫目 | ⑥ かし | 寅五月廿七日 |
| 十一月廿八日 | | |
| ⑤ 同五拾貫目 | 取 | |
| 亥十二月元 | 百五拾貫目之元入 | |
| 十二月二日 | □ ^(朱印) 印分消合 | 丑十二月 |
| ⑤ 同拾老貫四百目 | ⑥ かし | 丑八月廿四日 |
| 〃 | | |
| ⑤ 同八拾貫目 | ⑥ かし | 寅五月廿七日 |
| 十二月十二日 | | |
| ⑤ 同拾老貫四百目 | ⑥ かし | 丑九月廿四日 |
| 十二月十五日 | | |
| ⑤ 同五拾貫目 | ⑥ かし | 寅五月廿七日 |
| 文久四甲子十二月 | | |
| 右差引残 | 八百 ^(貼紙) 貳拾三 ^(貼紙) 貫三百目 | かし |
| 元治貳丑正月吉日 | | |

正月五日

⑤ 銀六貫五百目

⑥ かし

丑九月廿四日

二月二日

⑤ 同六貫目

⑥ かし

丑十月廿四日

三月五日

⑤ 同六貫貳百目

⑥ かし

丑十一月晦日

四月二日

⑤ 同六貫四百目

⑥ かし

丑十二月廿三日

五月二日

⑤ 同八貫貳百目

⑥ かし

寅正月廿四日

丑閏五月二日

⑤ 銀八貫三百目

⑥ かし

寅二月廿四日

六月廿八日

⑤ 同百三拾四貫目 取

亥年百五拾貫目之口 皆済

○印分消合 丑十二月

六月二日

⑤ 同八貫四百目

⑥ かし

寅三月廿三日

六月廿一日

⑤ 同拾貳貫貳百目

⑥ かし

寅四月四日

八月二日

⑤ 同八貫三百目

⑥ かし

寅五月廿日

八月廿「八」日

⑤ 同三拾七貫目 取

亥十二月元

百五拾貫目之口元入 □印分消合 丑十二月

九月二日

⑤ 同九貫三百目

⑥ かし

寅六月廿一日

九月廿六日

⑤ 同六拾三貫目 取

亥十二月元

百五拾貫目之口 皆済 □印分消合 丑十二月

十月二日

⑤ 同八貫六百目

⑥ かし

寅八月廿九日

十一月二日

⑤ 同拾貫七百目

⑥ かし

寅十月廿九日

十二月二日

⑤ 同拾三貫七百目

⑥ かし

寅十一月廿九日

十二月十二日

⑤ 同拾三貫七百目

⑥ かし

寅十二月廿日

十二月廿三日

⑤ 同百五拾貫目 取

子七月元

貳百五拾貫目之口元入 寅十二月 ⑤印分消合

元治貳乙丑十二月

右差引残 四百卷貫四百目 かし

慶応式寅正月吉日

正月五日

①銀八貫四百目

②かし

寅十二月廿日

二月二日

①同八貫四百目

②かし

寅十二月廿日

三月五日

①同八貫三百目

②かし

寅十二月廿日

寅四月二日

①銀八貫四百目

②かし

卯正月廿四日

五月二日

①同八貫五百目

②かし

卯三月廿九日

五月廿七日

①同百貫目

取

子七月元

式百五拾貫目之口元入

但皆済

寅十二月

①同八貫五百目

②かし

卯四月廿六日

六月廿一日

①同拾三貫七百目

②かし

卯四月廿六日

八月二日

①同拾貫式百目

②かし

卯五月廿九日

九月二日

①同拾貫七百目

②かし

卯六月廿六日

九月四日

①同百貫目

かし

巳十二月

九月廿三日

①同百貫目

かし

巳十二月

九月廿九日

①同五拾貫目

かし

巳十二月

十月二日

①同九貫五百目

②かし

卯七月廿六日

十一月二日

①同拾式貫四百目

②かし

卯八月廿七日

十二月二日

①同拾七貫三百目

②かし

卯九月廿四日

十二月十二日

①同拾七貫三百目

②かし

卯十月廿四日

慶応式丙寅十二月

右差引残 三百六拾六貫五百目

慶応三卯正月吉日

①銀拾貫七百目

②かし

卯十一月廿七日

二月二日
卯 同拾貫三百目

卯 かし
卯 十一月廿七日

三月五日
卯 同九貫九百目

卯 かし
卯 辰閏四月廿三日

四月二日
卯 同拾貫貳百目

卯 かし
卯 辰閏四月廿三日

五月二日
卯 同拾貫五百目

卯 かし
卯 辰七月二日

卯六月二日
卯 一銀九貫五百目

卯 かし
卯 辰七月二日

卯六月廿一日
卯 同拾四貫貳百目

卯 かし
卯 辰九月廿六日

八月晦日
卯 同百貫目

取
卯 貳百五拾貫目之口元入
卯 八月二日
卯 巳十二月(朱印)卯 印分九口消合

卯 同拾貫四百目

卯 かし
卯 辰九月廿六日

卯 同拾老貫貳百目

卯 かし
卯 辰十二月九日

卯 同拾貫五百目

卯 かし
卯 辰十二月九日

十一月二日
卯 同拾三貫七百目

卯 かし
卯 巳正月廿八日

十二月二日
卯 同拾七貫七百目

卯 かし
卯 巳三月廿九日

十二月十二日
卯 同拾七貫七百目

卯 かし
卯 巳五月十三日

十二月十七日
卯 同百四拾貫目

卯 かし
卯 巳十二月(朱印)卯 印分九口消合

慶応三丁卯十二月
右差引残 四百貳拾五貫五百目 かし
慶応四辰正月吉日
正月廿一日

卯 一銀百四拾七貫七百貳拾目

卯 かし
卯 巳七月十一日

二月八日
卯 同三拾四貫貳百目

卯 二月十日
卯 戌十二月(無印)卯 印分三口消合

卯 同四拾貳貫貳拾目

卯 かし
卯 巳七月十一日

卯 同拾六貫七百目

卯 かし
卯 戌十二月十八日

卯 同六拾老貫八百六拾目

卯 かし
卯 巳七月十一日

四月廿三日

辰 一同五拾貫目 ⑧ かし

辰 九月廿六日

四月七日

辰 一同五拾八貫五百三拾目 ⑧ かし

辰 金三百兩代 巳七月十一日

辰 四月廿四日

辰 一銀五拾七貫三百目 〇⑧ かし

辰 金三百兩代 巳七月十一日

辰 閏四月四日

辰 一同四拾貳貫五百七拾目 〇⑧ かし

辰 巳七月十一日

辰 閏四月廿三日

辰 一同拾七貫百目 ⑧ かし

辰 戌十二月十八日

五月九日

辰 一同拾七貫九百目 ⑧ かし

辰 辰六月十日

六月十日

辰 一同拾八貫四拾目 ⑧ かし

辰 金八拾貳兩代 閏四月半元 酉十月一日

辰 六月廿九日

辰 一同拾八貫四拾目 ⑧ かし

辰 金八拾貳兩代 酉十月一日

辰 八月三日

辰 一同貳拾五貫九百六拾目 ⑧ かし

辰 金百拾八兩代 酉十月一日

辰 八月廿二日

辰 一同拾八貫四拾目 ⑧ かし

辰 金八拾貳兩代 酉十月一日

九月廿六日

辰 一同拾九貫五百八拾目 ⑧ かし

辰 金八拾九兩代 酉十月一日

〃

辰 一同八拾八貫目 ⑧ かし

辰 金四百兩代 巳七月十一日

辰 十月十日

辰 一同拾八貫四拾目 ⑧ かし

辰 金八拾貳兩代 酉十月一日

辰 十一月七日

辰 一同貳拾貳貫六百六拾目 ⑧ かし

辰 金百三兩代 酉十月一日

辰 十二月廿四日

辰 一同壹貫四百七拾貳匁 取

辰 四分六厘

辰 寅九月元 貳百五拾貫目之口 残百五拾貫目

辰 金纏ニメ端金八兩三分与

辰 永拾貳匁四分三厘 貳毛元入

辰 残而八百九拾兩巳正月元ニ成ル 巳十二月

辰 印分九口消合

辰 〃 取

辰 一同百九拾六匁 八分七厘

辰 卯十二月元 百「四拾」貫目之口

辰 金纏ニメ端金壹兩 七匁九分七厘 貳毛元入

辰 残而七百四拾兩 巳正月元ニ成ル 巳十二月

辰 印分九口消合

辰 十二月九日

辰 一同貳拾九貫三百拾五匁 ⑧ かし

辰 金百三拾三兩壹歩代 酉十月一日

十二月十八日

㊦ 同式拾九貫三百拾五匁 酉 かし

金百三拾三兩壹分代 酉十月一日

〔辰四月二日〕

㊦ 銀拾六貫貳百目 戌 かし

辰三月半元 戌十二月十八日

明治元戊辰十二月

右差引残 千百拾八貫六百貳拾目六分七厘 かし

明治貳巳正月吉日

正月五日

㊦ 銀拾六貫三百九拾目 酉 かし

金七拾四兩貳步代 辰十二月半元 酉十月一日

二月朔〔日〕

㊦ 同〔拾六貫三百九拾目〕 酉 かし

金七拾四兩一貳分代 酉十月一日

三月九日

㊦ 同拾六貫三百九拾目 酉 かし

金七拾四兩貳分代 酉十月一日

四月十日

㊦ 同拾六貫三百九拾目 酉 かし

金七拾四兩貳分代 酉十月一日

五月九日

㊦ 同拾六貫三百九拾目 酉 かし

金七拾四兩貳分代 酉十月一日

六月九日

㊦ 同拾六貫三百九拾目 酉 かし

金七拾四兩貳分代 酉十月一日

㊦ 同百四拾八貫五百貳拾 取

七匁五分四厘

元百五拾貫目之口 金直し端金元入残り 皆済

八百九拾兩証文戻り 巳十二月

㊦ 印分九口消合

取

㊦ 同百三拾九貫八百

三匁分三厘

元百四拾貫目之口 金直し端金元入残り

七百九拾兩証文戻り 巳十二月

㊦ 印分九口消合

七月九日

㊦ 同式拾三貫九百八拾目 酉 かし

金百九兩代 酉十月一日

七月十一日

㊦ 同百拾貫目 酉 かし

金五百兩代 巳十二月朔日

〃

㊦ 同八百八拾貫目 酉 かし

金四千兩代 戌三月八日

〃

㊦ 同百拾貫目 酉 かし

金五百兩代 戌三月八日

七月廿七日

㊦ 同拾七貫百目 取

三拾四貫貳百目之口元入 戌十二月 印分三口消合

㊦ 同拾六貫三百九拾目 酉 かし

金七拾四兩貳分代 酉十月一日

八月五日

㊦ 同拾七貫八百貳拾目 酉 かし

金八拾壹兩代 酉十月一日

十月廿二日

㊦ 一同拾六貫三百九拾目 ㊧ かし

金七拾四兩貳分代 酉十月一日

巳十一月九日

㊦ 一銀貳拾貫九百五拾五匁 ㊧ かし

金九拾五兩壹分代 酉十月一日

十二月七日

㊦ 一同貳拾六貫八百九拾五匁 ㊧ かし

金百貳拾貳兩壹分代 酉十月一日

明治貳己巳十二月

右差引残 千四百七拾六貫八百六拾目 かし

明治三年正月吉日

五月廿八日

㊦ 一銀三百八拾五貫目 ㊧ かし

金千七百五拾兩代 午十二月廿四日

七月四日

㊦ 一同貳百貳拾貫目 ㊧ かし

金千兩代 午十二月廿四日

” ㊦ 一 同百拾貫目 ㊧ 取

金五百兩代 早川・中村出入分

明治三庚午十二月

右差引残 千四百七拾六貫八百六拾目 かし

明治四未正月吉日

未三月朔日

㊦ 一銀八百八拾貫目 ㊧ かし

金四千兩代 ㊦ 印分七口消合

未二月半元同八月晦日切 米切手引当之口

”

㊦ 一同六百六拾貫目 かし

金三千兩代

都而右同断 ㊦ 印分七口消合

”

㊦ 一同六百六拾貫目 かし

金三千兩代 ㊦ 印分七口消合

都而右同断

四月朔日 取

㊦ 一同三百八貫目

元壹万兩内へ元入 ㊦ 印分七口消合

金千四百兩代

” 晦日 取

㊦ 一同五百六貫目

金貳千三百兩代 ㊦ 印分七口消合

元壹万兩之口元入

五月晦日 取

㊦ 一同九百九拾貫目

金四千五百兩代 ㊦ 印分七口消合

元壹万兩之口元入

六月廿九日 取

㊦ 一同三百九拾六貫目

金千八百兩代 ㊦ 印分七口消合

元壹万兩之口皆済

明治四辛未十二月

右差引残 千四百七拾六貫八百六拾目 かし

明治六癸酉十二月

右差引残 千五拾七貫百目 かし

明治七戌一月吉日

十二月十八日 ㊦ 一銀拾七貫百目 取

三拾四貫貳百目之口 皆済 戌十二月

右差引
無出入

無印
印分三口消合

